

災害・オウム対策調査特別委員会 報告資料

令和 8 年 7 月 3 日

報告事項件名	頁
1 アレフ（オウム真理教）対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 I P D C 技術を用いた戸別受信機の実証実験結果について・・・・・・・・	5
3 令和 8 年度足立区総合防災訓練の訓練方針について・・・・・・・・	11
4 応急仮設住宅設営予定地の再々選定について・・・・・・・・	13
5 令和 7 年度足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助金の実績について・・・	17
6 災害用トイレ（自己処理型トイレ）導入後の状況について・・・・・・・・	20
7 「足立区災害時のトイレ確保・管理計画」策定に伴うパブリックコメントの実施 について・・・・・・・・・・・・・・・・	23
8 令和 8 年台風第 6 号への対応結果について・・・・・・・・	24

(危機管理部)

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和8年7月3日

件名	アレフ（オウム真理教）対策について							
所管部課名	危機管理部 危機管理課							
内 容	アレフ（オウム真理教）対策について、以下のとおり報告する。							
	1 足立入谷地域オウム真理教（アレフ）対策住民協議会総会の開催結果							
	(1) 日 時 令和8年5月18日（月）午後6時30分							
	(2) 場 所 舎人地域学習センター学習室1・2							
	(3) 内 容							
	ア 令和7年度事業報告・決算報告							
	イ 令和8年度事業計画・予算							
	(4) 出 席 54名							
	ア 足立区長							
	イ 各オウム真理教対策議員連盟議員							
	ウ 足立区町会・自治会連合会							
	エ 近隣町会・自治会長など							
	2 オウム真理教対策関係市区町連絡会総会の開催結果							
	(1) 日 時 令和8年6月8日（月）午後1時30分							
	(2) 場 所 Web会議							
	(3) 内 容							
	ア 令和7年度活動報告・決算報告・監査報告							
	イ 役員改選							
	ウ 令和8年度活動方針・収入支出予算							
	エ 参加自治体による意見交換							
	(4) 出 席 25自治体（25加盟自治体中24、未加盟1）							
	<table><tr><td>会長</td><td>副会長</td><td>監事</td></tr><tr><td>足立区</td><td>杉並区(東京都) 大田原市(栃木県)</td><td>木曽町(長野県) 東大阪市(大阪府)</td></tr></table>		会長	副会長	監事	足立区	杉並区(東京都) 大田原市(栃木県)	木曽町(長野県) 東大阪市(大阪府)
会長	副会長	監事						
足立区	杉並区(東京都) 大田原市(栃木県)	木曽町(長野県) 東大阪市(大阪府)						
	※ 足立区は、平成24年から15期連続で会長職							
	3 足立入谷地域オウム真理教（アレフ）対策住民協議会住民集会の開催							
	(1) 日 時 令和8年7月3日（金）午後7時							
	(2) 場 所 足立区役所 庁舎ホール							
	(3) 内 容 協議会活動報告、講演会							

4 過料債権の確認を求める訴えの提起について【第4次～第9次】

(1) 専決処分

ア 専決処分日 令和8年4月28日

※ 令和8年3月10日に専決処分を行い、第1回定例会にて報告したが(報告第8号)、係属裁判所を東京簡易裁判所から越谷簡易裁判所に変更するため、再度専決処分を行い、第1回臨時会にて報告した(報告第15号)。

イ 訴えの要旨

足立区反社会的団体の規制に関する条例第10条第1号の規定に基づく令和2年度(第4次)から令和7年度(第9次)分までの過料債権30万円を有することの確認を求める訴えの提起

(2) 訴えの提起

ア 提起日 令和8年4月30日

イ 裁判所 越谷簡易裁判所

※ その後、令和8年5月13日付で本件は、越谷簡易裁判所からさいたま地方裁判所に移送された。

ウ 相手方 人格のない社団Aleph

5 地下鉄サリン事件の風化防止啓発活動

(1) 実施結果

ア 東京未来大学

(ア) 日時 令和8年5月25日(月)～5月29日(金)

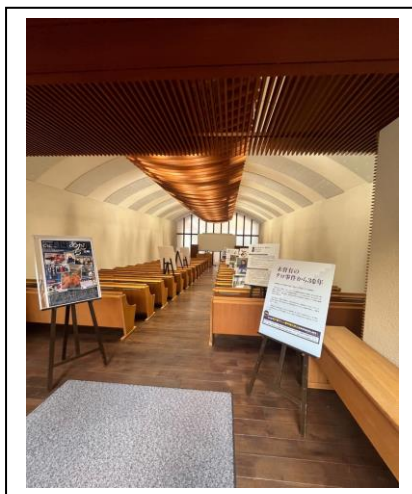
(イ) 場所 みらいホール

(ウ) 主な意見(オンラインアンケートにより聴取)

- ① 施設が自宅の近くにあると知り、恐怖を感じた。
- ② 後継団体が名を変えて存在していることに驚いた。

(エ) その他

警備員を配置して実施



イ 帝京科学大学

(ア) 日 時 令和8年6月8日(月)～6月19日(金)

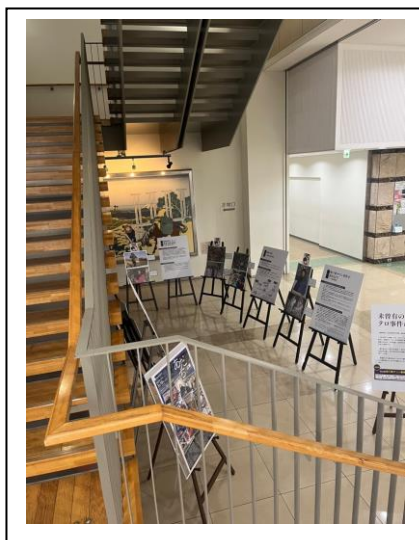
(イ) 場 所 本館1階エントランス、7号館1階エントランス

(ウ) 主な意見(オンラインアンケートにより聴取)

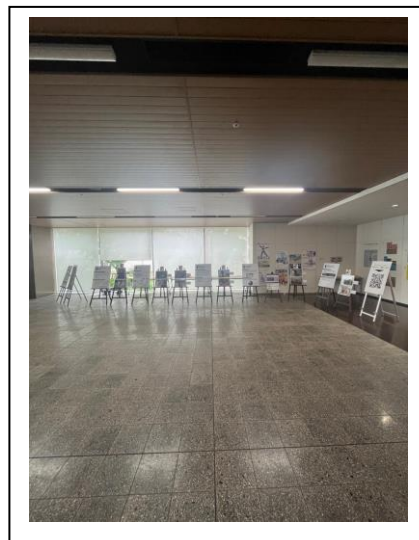
パネル展の内容を通して、「地下鉄サリン事件」について理解が深まった

(エ) その他

警備は、大学側警備員が対応



本館1階エントランス



7号館1階エントランス

(2) 今後の予定

ア 東京電機大学

令和8年7月22日(水)～24日(金)

イ ギャラクシティ

令和8年8月10日(月)～28日(金)

ウ 文教大学

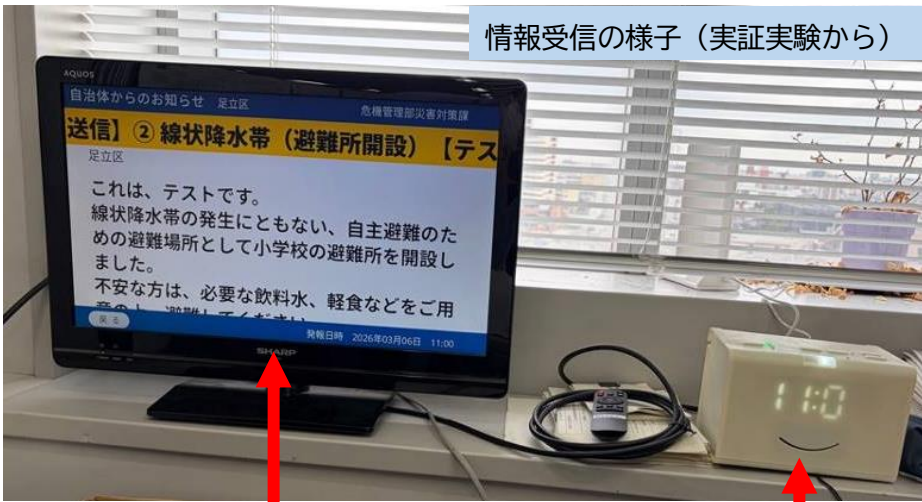
令和8年9月14日(月)～18日(金)

エ 東京藝術大学

令和9年1月18日(月)～29日(金)

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和8年7月3日

件名	I P D C技術を用いた戸別受信機の実証実験結果について						
所管部課名	危機管理部 災害対策課						
内 容	防災行政無線の聞こえ対策の一環として実施した、I P D C技術を用いた、戸別受信機の実証実験結果及び現時点での導入の見送りについて、以下のとおり報告する。						
	1 目的						
	(1) 地上デジタル放送波を活用した戸別受信機による情報伝達の有効性・実用性を検証						
	(2) 導入の必要性を検討						
	2 I P D C技術を用いた戸別受信機に期待される効果						
	地上デジタル放送波を利用し、戸別受信機を設置した家庭に情報が入ると、自動でテレビ画面に情報が表示され、受信機から音声も流れる。						
	※ I P D C技術の概要は別紙1（P 8）を参照						
	情報受信の様子（実証実験から）  災害情報画面 戸別受信機						
	3 実証実験実施台数（30台）						
	防災行政無線から情報を得ることが難しいと想定される、聴覚障がい者等にご協力をいただき実施（対象世帯は福祉部と協議して選出）						
		聴覚障がい者	視覚障がい者	後期高齢者	福祉施設	庁内2部 (危機管理、福祉)	合計
	設置数	10台	7台	8台	3台	2台	30台

4 実施結果と判明した課題

災害時の情報収集手段として一定の有効性が確認された一方で、実証実験を通じて以下の課題が判明した。

(1) 結果概要（実証実験総数：30か所）

	想定どおり実施できた		想定どおり出来なかった	
テレビとの連動性	待機状態から、自動でのテレビ起動及び画面切替を確認できた。	14 か所	自動でのテレビ起動や画面切替に至らず、手動での操作が必要となった。	16 か所
受信環境の調整	既存の環境で安定した受信を確認できた。	16 か所	受信する電波が弱く、別途電波を強める機器が必要となった。	9 か所
			受信する電波が強く、別途電波を弱める機器が必要となった。	5 か所
配線道具の必要性	戸別受信機の標準付属品のみで接続できた。	12 か所	一つのテレビ信号を複数機器へ均等に分けるため、別途分配器が必要となった。	18 か所

(2) 判明した課題

課題	詳細
テレビの仕様や設計による課題	① 本来は、待機状態から自動的に起動して、災害情報画面へ切り替わる仕様だったが、製造年次の古いテレビや一部の海外製テレビ、テレビ内部のシステム上の設計を起因として、正常に作動しない事象が発生した。 ② 上記の端末では、手動での電源起動やHDMI（災害情報画面）への切り替えの操作が必要となった。
電波受信環境による課題	住宅環境に起因する電波強度の過不足により、電波の強さを調整する機器の設置が必要な事例が発生した。
機器の接続・配線環境による課題	① 専用チューナーを使用している場合等において、分配器の設置が必要な事例が発生した。 ② テレビや端子から遠い配線の場合や、既存のケーブルが固着して抜けない等の理由で、標準付属品のケーブルのみでは足りず、別途ケーブルを追加で設置することが必要となった。

5 今後の方針

(1) 導入の見送り

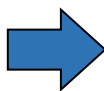
戸別受信機の導入には、前述の課題解決が前提となる。テレビの自動起動や、地上デジタル放送波の受信等の確実性から、現時点での導入は見送ることとする。

(2) 情報伝達体制の強化

区が提供する既存の災害に関する情報収集手段の認知度が低く、利用者も少ないため、プッシュ型サービスを中心とした情報発信手段の周知と、機能拡充を推進し、情報伝達体制の強化を図っていく。

6 実証実験参加者へのアンケート結果 ※ 詳細は別紙2 (P 9) を参照

回答期間	令和8年3月9日(月)～3月11日(水)
方法	聞き取り方式
対象	29人
回答率	実証実験参加者全員に聞き取り(100%)



一定の肯定的な意見もみられた一方で、区が提供する既存の情報収集手段(防災アプリやA-メール等)の多くについて、その存在が十分に周知されていない、実際の利用に結びついていないといった現状も明らかになった。

7 《参考》実証実験の概要

(1) 実施期間

令和8年3月2日(月)～3月6日(金)

(2) 実施概要

ア 対象世帯、施設へ戸別受信機を配備

イ 地上デジタル放送波による定期的なテスト放送を送信

ウ 電波受信状況の確認とともに、情報受信に伴うテレビの自動起動及び画面切替の確実性を検証

エ テスト放送タイムテーブル：各日3回放送

	3/2(月)	3/3(火)	3/4(水)	3/5(木)	3/6(金)
①	午前9時 (台風情報)	午前10時 (水害情報)	午前10時 (地震情報)	午前9時 (台風情報)	午前11時 (水害情報)
②	午後1時 (Jアラート)	午後2時 (台風情報)	午後1時 (Jアラート)	午前11時 (地震情報)	午後2時 (台風情報)
③	午後4時 (地震情報)	午後4時 (Jアラート)	午後3時 (水害情報)	午後4時 (地震情報)	午後3時 (Jアラート)

(3) 実施経費(戸別受信機端末費用及び電波利用料等)

4,620,000円(税込)

IPDC技術の概要

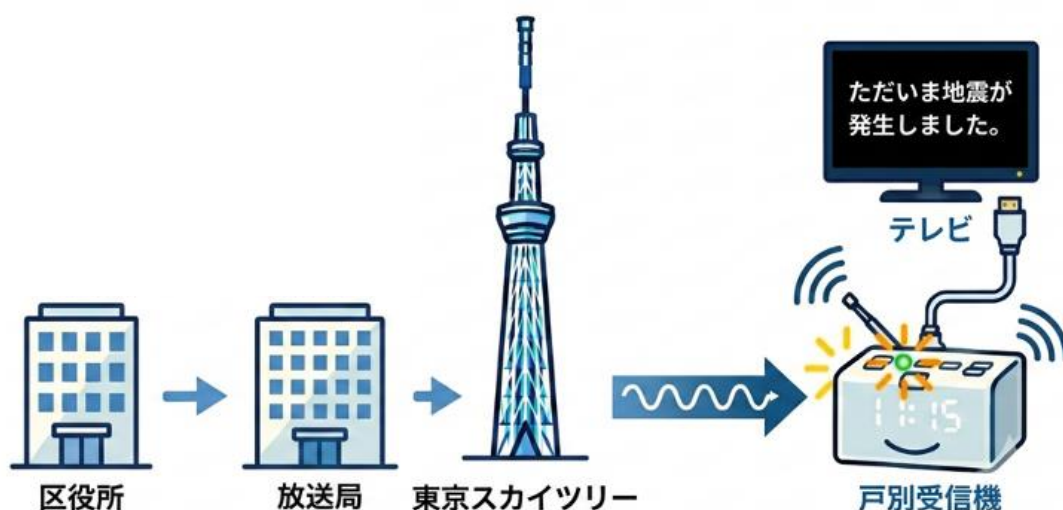
1 IPDC技術とは

- (1) 地上デジタル放送波を利用し、戸別受信機へのデータ送信ができる情報伝達技術
- (2) 区から提供したい情報を通信事業者へ送り、通信事業者が地上デジタル放送波を用いて戸別受信機へ情報伝達する。
- (3) 戸別受信機を設置したご家庭では、情報が入ると、自動でテレビ画面に情報が表示され、受信機からは音声も流れる。

2 メリットとデメリット

メリット	デメリット
・ テレビ端子があれば接続可能なため、導入の敷居が低い。 ・ 音声だけでなく、テレビ画面に文字が表示されるため、聴覚障がい者等にも伝達可能	・ 戸別受信機を設置している部屋にいないければ、情報の取得ができない。 ・ 携帯電話の普及に伴い、情報発信方法が多様化する中で、戸別受信機による情報入手の必要性について検討が必要

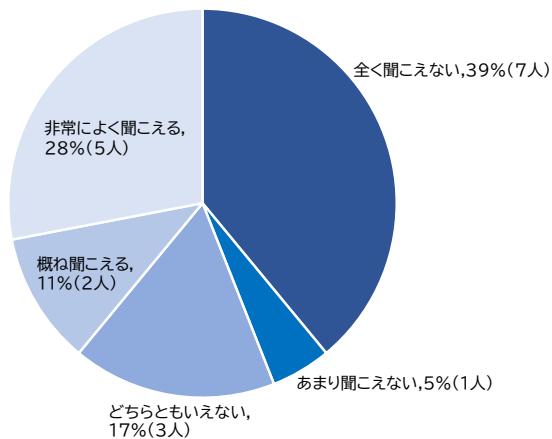
3 情報伝達のイメージ



防災無線の現状

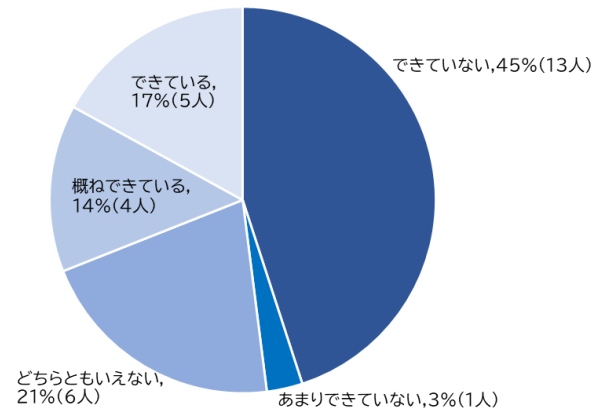
Q1. 自宅にいる時、防災無線の放送は聞こえますか？

※ 聴覚障がいの方は対象外



Q2. 普段、防災無線の放送内容を知ることができていますか？

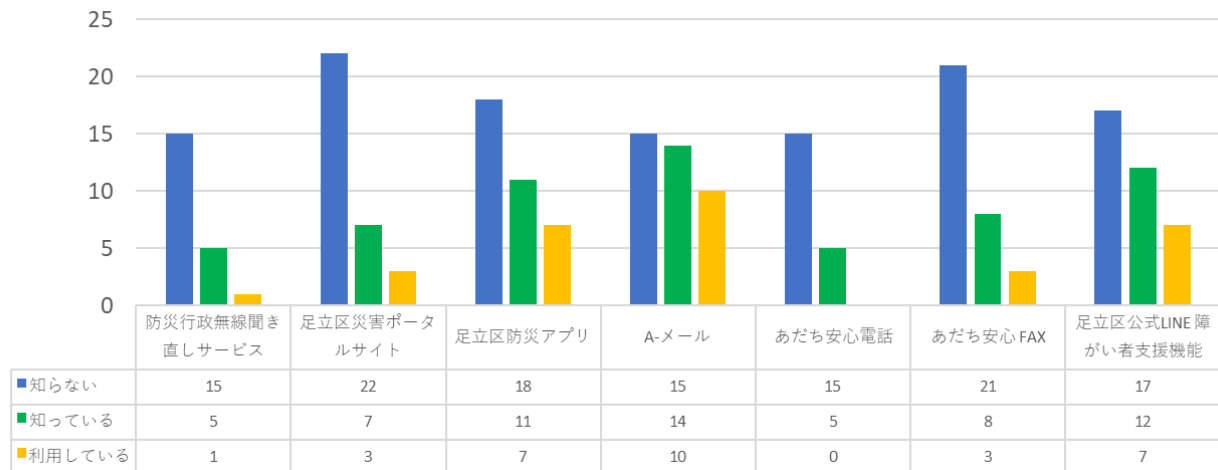
(実際の放送のほか、区防災アプリ等の利用も含む)



既存の災害に関する情報収集手段の利用実態

Q3. 区が提供する情報収集手段について、知っているもの、使っているものがあれば教えてください。

※ 一部の聴覚障がいの方は、防災行政無線聞き直しサービス及びあだち安心電話は対象外

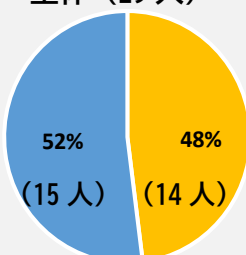


情報収集手段の利用割合

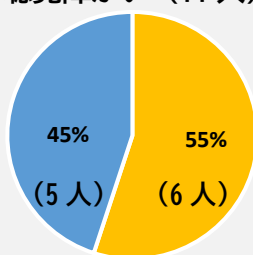
■ いずれかを利用している

■ 何も利用していない

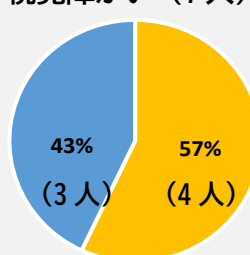
全体 (29 人)



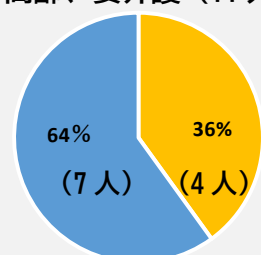
聴覚障がい (11 人)



視覚障がい (7 人)

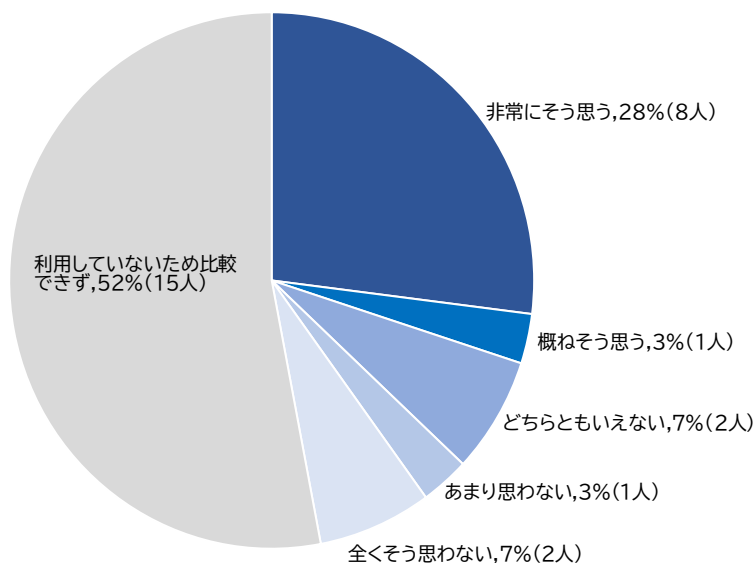


高齢、要介護 (11 人)

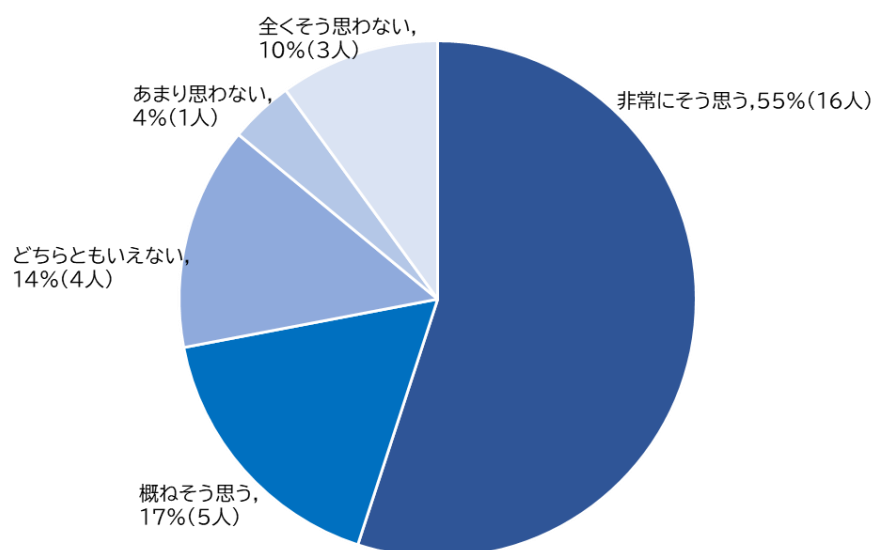


戸別受信機の必要性

Q4. 利用している情報収集手段と比べて今回の受信機は、命を守るために必要であると感じましたか？



Q5. 防災無線の内容が聞き取れない時、今回の受信機が頼りになると感じますか？



ポジティブな意見

- ・ 常にテレビをつけていなくても情報が表示されるのがよい。
- ・ 画面に文字が映し出され分かりやすい。
- ・ テレビ画面から情報が得られれば頼りになる。
- ・ 自ら情報を取りに行くことなく、受け身でも情報を知ることができる。
- ・ 機械に疎いので、自動的に情報が届くのがよい。

ネガティブな意見

- ・ 外にいる時に効果がない。
- ・ A-メールがあるので、別に便利さは感じない。
- ・ 他の情報伝達手段で代替可能である。
- ・ 機器がうまく作動しなかった。
- ・ (聴覚障がいの方) テレビの近くにいないと気づかない。

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和8年7月3日

件名	令和8年度足立区総合防災訓練の訓練方針について									
所管部課名	危機管理部 災害対策課、災害対応力強化担当課									
内容	令和8年度に実施する足立区総合防災訓練について、前年度の同訓練で得た教訓から、訓練方針・考え方を、以下のとおり変更して実施する。									
	1 令和7年度の訓練から得た3つの教訓									
	教訓①	全庁一斉（同日）に実施したことで、訓練に対する評価が所属長のみとなり、複数視点での評価ができなかった。								
	教訓②	各部の訓練に対して、危機管理部職員による企画から内容検討、準備、当日の訓練支援などの体制が不十分であった。								
	教訓③	実災害時まで見据えた訓練が出来ていなかった。 【例】応急給水(給水ステーション)の開設・運営 開設手順の確認訓練は実施しているが、実際の人員配置や配布時期、方法など、具体的な運用まで定まっていなかった。 【例】要配慮者の移送訓練 訓練シナリオに沿って行動していたが、職員が行動の意義や詳細まで把握、理解していなかったことから、災害時には現場にいない想定である管理職が、都度指示をだしていた。								
2 教訓を活かした令和8年度の訓練方針と方策										
教訓① 複数視点での評価未実施 教訓② 危機管理部の支援不十分										
方針① 各部が、実災害を見据えた訓練内容を危機管理部とともに企画、実施し、その後の振り返り、対策検討まで行うことで、全庁的な災害対応力の向上を図る。										
<table><tr><th colspan="2">方策</th><th>詳細</th></tr><tr><td>方策①</td><td>訓練日を分散</td><td>訓練実施期間を設けて訓練日を分散することで、三役や所属長、危機管理部職員による複数の視点で評価できるスキームに変更</td></tr><tr><td>方策②</td><td>危機管理部の支援体制充実</td><td>訓練の企画段階から実施、評価まで、危機管理部職員が積極的に関わり続ける体制を構築</td></tr></table>		方策		詳細	方策①	訓練日を分散	訓練実施期間を設けて訓練日を分散することで、三役や所属長、危機管理部職員による複数の視点で評価できるスキームに変更	方策②	危機管理部の支援体制充実	訓練の企画段階から実施、評価まで、危機管理部職員が積極的に関わり続ける体制を構築
方策		詳細								
方策①	訓練日を分散	訓練実施期間を設けて訓練日を分散することで、三役や所属長、危機管理部職員による複数の視点で評価できるスキームに変更								
方策②	危機管理部の支援体制充実	訓練の企画段階から実施、評価まで、危機管理部職員が積極的に関わり続ける体制を構築								

教訓③ 実災害時を見据えた訓練（行動手順）が出来ていない。

方針②

職員一人ひとりが、主体性を持って災害対応できる体制を構築する。

方策		詳細
方策③	重点訓練の 実施	毎年度「重点テーマ」を設定し、関連する所属が合同で実施する「重点訓練」を新たに実施することで、具体的な運用（マニュアル整備を含む）まで構築
方策④	より多くの職員 が参加できる 年間計画を設定	各部において、より多くの職員が訓練に参加し、「今年度これだけは出来るようにする（なる）」という目標を明確にした訓練を計画し、職員全体の習熟度を向上

3 令和8年度の重点訓練

重点訓練	水の確保
訓練内容	応急給水所（９か所）の開設、水の配布

年間を通じて、応急給水所開設の判断や決定、配置人員、配布方法や残量確認、広報の方法などをマニュアル化するところまで実施する。

4 年間計画、今後の方針

- (1) 危機管理部と庁内各部が互いに連携して必要な訓練を企画し、年間を通じて職員全体の災害対応力向上につなげていく。
- (2) 協定機関、関係機関とも総合訓練にて1機関でも多く参加していただけるよう働きかけ、区の災害体制をより強固なものにしていく。

概 要		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 重点訓練「水の確保」 【訓練内容】 応急給水所の開設及び水の配布 ■ 実施箇所（９か所） 小右衛門給水所、江北給水所 総合スポーツセンター、北鹿浜公園 諏訪木東公園、大谷田南公園 北宮城町公園、千住スポーツ公園 江北給水所、都立舎人公園		準備・部分訓練期間 「総合防災訓練」実施期間（１０月～１月中） 重点訓練 応急給水所開設訓練 年間を通して担当所属の全員が実施											
② 総合訓練 【訓練内容】 課ごとに課題を抽出し、 解決に向けた訓練を実施 実施所属：重点訓練以外の全所属 総合訓練に向け、定期訓練を実施し、部分的な技術の習得を行う。		一人でも多くの職員が参加できるよう、 ２～３回に分けて行う 定期訓練 定期訓練 総合訓練 ■ 訓練実施日は各部と危機管理部で調整した上で決定 ■ 他部との連携が必要な場合は、合同での訓練実施も可 ■ 協定締結機関との訓練は、総合訓練で実施											

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和8年7月3日

件名	応急仮設住宅設営予定地の再々選定について										
所管部課名	危機管理部 防災戦略課 都市建設部 都市建設課、パークイノベーション推進課										
内容	複合災害に対応するための応急仮設住宅設営予定地について、本委員会でいただいたご意見を踏まえ、改めて条件を追加して選定を行ったため、以下のとおり報告する。 1 選定条件 (1) 荒川及び利根川氾濫時の想定浸水深が3m未満及び想定浸水継続時間が3日未満であること (2) 仮設住宅を設置することができる一定程度(500㎡以上)の広場を有すること 【追加した条件】 <u>(3) 都立公園(東綾瀬公園、中川公園→都が指定)においても上記(1)および(2)を満たさない場合は候補地から除外する。</u> 2 候補地選定 ※別紙1(P14) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>前回報告時</th><th>最終案</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総面積</td><td>150,005 ㎡ (区内40箇所) ※別紙2(P15)</td><td>122,995 ㎡ (区内51箇所) ※別紙3(P16)</td></tr> <tr> <td>設置可能戸数</td><td>約2,300戸</td><td>約1,890戸</td></tr> </tbody> </table> ※ 最終案として選定条件を満たす指定可能な区内の公園を全て指定【面積および設置可能戸数について】 (1) 設置可能戸数は、1戸に必要な敷地面積65㎡で算定 (2) 必要戸数を14,000戸と想定すると、約12,110戸不足(想定必要戸数14,000戸－1,890戸) (3) 総面積及び設置可能戸数については、今後の詳細な実地調査により変動の可能性あり ※ 必要戸数は都市建設部R3作成の都市復興マニュアルでの想定値 3 今後の方針 不足する戸数は、他自治体への広域避難やみなし仮設住宅(民間賃貸物件)等の様々な手段により確保に努める。			前回報告時	最終案	総面積	150,005 ㎡ (区内40箇所) ※別紙2(P15)	122,995 ㎡ (区内51箇所) ※別紙3(P16)	設置可能戸数	約2,300戸	約1,890戸
	前回報告時	最終案									
総面積	150,005 ㎡ (区内40箇所) ※別紙2(P15)	122,995 ㎡ (区内51箇所) ※別紙3(P16)									
設置可能戸数	約2,300戸	約1,890戸									

応急仮設住宅設営予定地一覧

<前回報告>

No.	名 称	位 置	広場面積 (㎡)	設置戸数 (戸)
1	あみだ橋公園	西新井本町三丁目8番8号	1,510	23
2	いかづち公園	西新井二丁目27番2号	2,251	35
3	伊興公園	東伊興三丁目23番4号	720	11
4	一本木公園	鹿浜六丁目18番1号	1,291	20
5	入谷砂原めいろ公園(舎人4号公園)	入谷九丁目9番15号	4,300	66
6	入谷中央公園	入谷四丁目16番1号	6,500	100
7	入谷中郷公園	入谷一丁目28番1号	1,133	17
8	入谷中郷北公園	入谷二丁目5番1号	2,608	40
9	入谷中郷南恐竜公園(舎人12号)	入谷五丁目12番1号	3,155	49
10	入谷町屋公園(舎人10号)	入谷一丁目18番1号	2,860	44
11	大境公園	西竹の塚一丁目9番1号	1,288	20
12	押部西公園	鹿浜六丁目33番1号	1,196	18
13	江江北部緑道公園	谷在家二丁目13番から血沼三丁目18番まで	4,300	66
14	高野公園	西新井本町二丁目25番1号	850	13
15	在家公園	保木間三丁目19番1号	1,485	23
16	白旗塚史跡公園	東伊興三丁目10番14号	1,420	22
17	諏訪木第三公園	西新井四丁目26番1号	800	12
18	諏訪木西公園	西新井四丁目35番1号	3,105	48
19	諏訪木東公園	西新井三丁目25番1号	1,600	25
20	高道西公園	西新井四丁目13番1号	1,957	30
21	竹の塚第三公園	竹の塚四丁目7番1号	900	14
22	竹の塚第六公園	竹の塚二丁目25番3号	3,287	51
23	土井苗間堀公園	保木間三丁目9番10号	948	15
24	道海公園	南花畑五丁目16番1号	3,168	49
25	舎人いきいき公園	舎人六丁目3番1号	3,370	52
26	舎人町公園	舎人六丁目8番17号	1,400	22
27	西新井中央公園	西新井三丁目15番1号	856	13
28	西保木間公園	西保木間二丁目14番15号	1,160	18
29	西保木間第二公園	西保木間四丁目6番2号	2,200	34
30	前谷公園	花畑一丁目10番6号	1,981	30
31	みだま公園	谷在家一丁目17番1号	2,359	36
32	見沼代親水公園	舎人四丁目5番から古千谷本町四丁目8番まで	754	12
33	糯田公園	保木間一丁目17番8号	1,320	20
34	元洲江公園	保木間二丁目17番1号	3,873	60
35	野耕地公園	保木間二丁目28番1号	2,579	40
36	ハツロ公園	保木間二丁目4番2号	1,310	20
37	六月中央公園	六月二丁目23番1号	911	14
都38	都立東綾瀬公園	東綾瀬3丁目ほか	25,700	395
都39	都立舎人公園	舎人公園1ー1	30,300	466
都40	都立中川公園	中川5ー1	17,300	266
合計			150,005	2,308

(1) 再選定においては、想定浸水深と浸水継続時間を考慮

※ 黄色のセルが新たに指定した箇所

<最終案>

No.	名 称	位 置	広場面積 (㎡)	設置戸数 (戸)
1	あみだ橋公園	西新井本町三丁目8番8号	1,510	23
2	いかづち公園	西新井二丁目27番2号	2,251	35
3	伊興公園	東伊興三丁目23番4号	720	11
4	伊興ファミリー公園	伊興五丁目21番5号	740	11
5	伊興四丁目公園	伊興四丁目19番14号	580	9
6	一本木公園	鹿浜六丁目18番1号	1,291	20
7	入谷砂原めいろ公園(舎人4号公園)	入谷九丁目9番15号	4,300	66
8	入谷中央公園	入谷四丁目16番1号	6,500	100
9	入谷鶴巻ゆうぐ公園(舎人7号)	入谷二丁目8番1号	1,200	18
10	入谷中郷公園	入谷一丁目28番1号	1,133	17
11	入谷中郷北公園	入谷二丁目5番1号	2,608	40
12	入谷中郷南恐竜公園(舎人12号)	入谷五丁目12番1号	3,155	49
13	入谷日の出公園	入谷一丁目3番1号	950	15
14	入谷町屋公園(舎人10号)	入谷一丁目18番1号	2,860	44
15	大境公園	西竹の塚一丁目9番1号	1,288	20
16	押部西公園	鹿浜六丁目33番1号	1,196	18
17	桑袋記念公園	花畑八丁目11番1号	500	8
18	江江北部緑道公園	谷在家二丁目13番から血沼三丁目18番まで	4,300	66
19	高野公園	西新井本町二丁目25番1号	850	13
20	在家公園	保木間三丁目19番1号	1,485	23
21	血沼公園	血沼二丁目25番1号	1,800	28
22	島六ふれあい公園	六月一丁目7番1号	1,420	22
23	白旗塚史跡公園	東伊興三丁目10番14号	1,420	22
24	諏訪木第二公園	西新井四丁目27番1号	840	13
25	諏訪木第三公園	西新井四丁目26番1号	800	12
26	諏訪木西公園	西新井四丁目35番1号	3,105	48
27	諏訪木東公園	西新井三丁目25番1号	1,600	25
28	高道西公園	西新井四丁目13番1号	1,957	30
29	竹北公園	竹の塚七丁目20番20号	1,200	18
30	竹の塚第三公園	竹の塚四丁目7番1号	900	14
31	竹の塚第六公園	竹の塚二丁目25番3号	3,287	51
32	土井苗間堀公園	保木間三丁目9番10号	948	15
33	道海公園	南花畑五丁目16番1号	3,168	49
34	舎人いきいき公園	舎人六丁目3番1号	3,370	52
35	舎人町公園	舎人六丁目8番17号	1,400	22
36	西新井中央公園	西新井三丁目15番1号	856	13
37	西保木間公園	西保木間二丁目14番15号	1,160	18
38	西保木間第二公園	西保木間四丁目6番2号	2,200	34
39	はやぶさ公園	伊興四丁目8番13号	1,000	15
40	前谷公園	花畑一丁目10番6号	1,981	30
41	みだま公園	谷在家一丁目17番1号	2,359	36
42	見沼代親水公園	舎人四丁目5番から古千谷本町四丁目8番まで	754	12
43	糯田公園	保木間一丁目17番8号	1,320	20
44	元洲江公園	保木間二丁目17番1号	3,873	60
45	野耕地公園	保木間二丁目28番1号	2,579	40
46	谷在家北公園	谷在家三丁目13番2号	1,200	18
47	ハツロ公園	保木間二丁目4番2号	1,310	20
48	令和 伊興本町公園	伊興本町二丁目13番4号	1,560	24
49	六月中央公園	六月二丁目23番1号	911	14
50	竹の塚五丁目広場	竹の塚五丁目35番	3,000	46
都51	都立舎人公園	舎人公園1ー1	30,300	466
合計			122,995	1,892

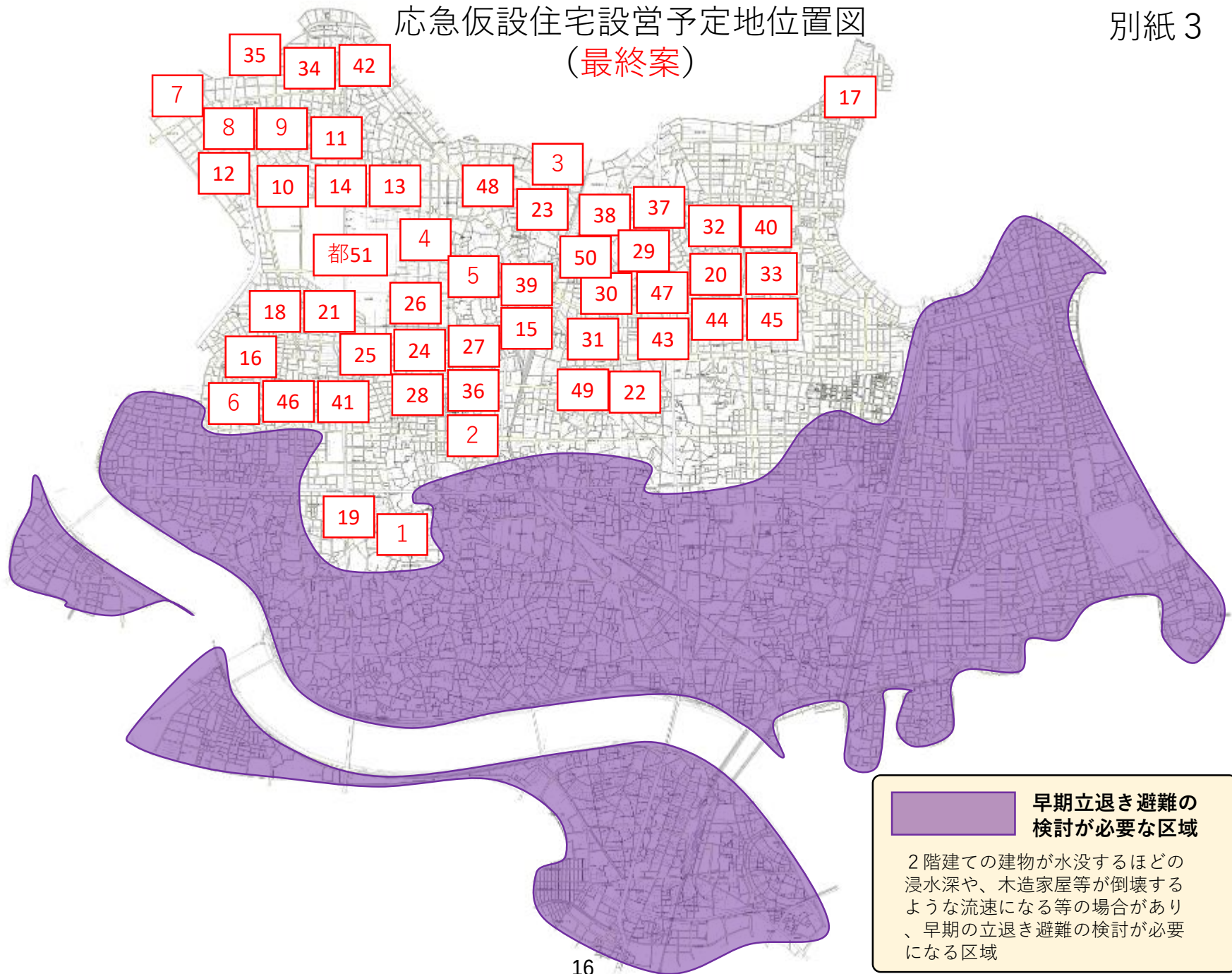
応急仮設住宅設営予定位置図
(前回報告)

別紙 2



応急仮設住宅設営予定地位置図 (最終案)

別紙 3



災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和 8 年 7 月 3 日

件名	令和 7 年度足立区消火器及び住宅用火災警報器購入補助金の実績について																
所管部課名	危機管理部 災害対策課、災害対応力強化担当課																
内 容	令和 7 年度新たに開始した、「消火器」及び「住宅用火災警報器」購入への補助事業実績について、以下のとおり報告する。																
	1 目的 住宅用の防火機器（「消火器」及び「住宅用火災警報器」）の設置・交換を促進することで、区民の火災への防災力を高める。 背景 ■ 足立区の焼損床面積 ・令和 6 年の焼損床面積（足立区）：1,757 ㎡→23 区ワースト 1 ・令和 7 年の焼損床面積（足立区）：1,355 ㎡→23 区ワースト 2 ■ 住宅用火災警報器 平成 22 年 4 月から義務化（東京消防庁管内）となり、交換目安が 10 年であることから、義務化当時に設置した分は交換が必要																
	2 補助実績及び目標値 ※ 詳細は別紙（P 19）参照 (1) 令和 7 年度補助合計額：273,288,707 円 当初の想定以上の需要から、年度末まで期間を延長して実施した。																
	<table><tr><th>年度</th><th>消火器 申請世帯数／目標世帯数(達成率)</th><th>住宅用火災警報器 申請世帯数／目標世帯数(達成率)</th></tr><tr><td>R 7</td><td>9,647 世帯／16,300 世帯(59.1%) 【補助額：85,175,717 円】</td><td>10,390 世帯／4,000 世帯(259.7%) 【補助額：188,112,990 円】</td></tr><tr><td>R 8</td><td>— /16,500 世帯</td><td>— /3,500 世帯</td></tr><tr><td>R 9</td><td>— /10,200 世帯</td><td>— /1,500 世帯</td></tr><tr><td>合計</td><td>9,647 世帯／43,000 世帯 【達成状況：22.4%】</td><td>10,390 世帯／9,000 世帯 【達成状況：115.4%】</td></tr></table>		年度	消火器 申請世帯数／目標世帯数(達成率)	住宅用火災警報器 申請世帯数／目標世帯数(達成率)	R 7	9,647 世帯／16,300 世帯(59.1%) 【補助額：85,175,717 円】	10,390 世帯／4,000 世帯(259.7%) 【補助額：188,112,990 円】	R 8	— /16,500 世帯	— /3,500 世帯	R 9	— /10,200 世帯	— /1,500 世帯	合計	9,647 世帯／43,000 世帯 【達成状況：22.4%】	10,390 世帯／9,000 世帯 【達成状況：115.4%】
	年度	消火器 申請世帯数／目標世帯数(達成率)	住宅用火災警報器 申請世帯数／目標世帯数(達成率)														
R 7	9,647 世帯／16,300 世帯(59.1%) 【補助額：85,175,717 円】	10,390 世帯／4,000 世帯(259.7%) 【補助額：188,112,990 円】															
R 8	— /16,500 世帯	— /3,500 世帯															
R 9	— /10,200 世帯	— /1,500 世帯															
合計	9,647 世帯／43,000 世帯 【達成状況：22.4%】	10,390 世帯／9,000 世帯 【達成状況：115.4%】															
3 今後の方針 (1) 事業に切れ目が生じないよう、令和 8 年度は 4 月 1 日から継続して実施し、事業協力店舗及び区内 3 消防署と一層連携して販売促進を行うことで、火災による死者ゼロを目指していく。 (2) 事業協力店舗数の違い（消火器 27 店舗、住宅用火災警報器 59 店舗）もあり、消火器は目標値に届かなかった。消火器の申請増につなげるため、各種イベントにて本事業の普及啓発を行っていく。																	

4 《参考》本補助事業の概要

(1) 補助対象世帯

区内に住民登録がある全ての世帯

※ 購入に対する補助は1世帯に限り1回まで

(2) 令和7年度の実施期間

令和7年9月19日（金）～令和8年3月31日（火）

(3) 補助率と上限額

防火機器	補助率	上限額
消火器	10分の10	10,000円
住宅用火災警報器	10分の10	(障がい者・65歳以上の高齢者がいる世帯) 30,000円
		(上記以外の世帯) 20,000円

(4) 事業ご案内チラシ

裏面には
協力店舗一覧と
地図を掲載

大好評実施中 火災への備え 今がチャンス!

足立区が 消火器 住宅用火災警報器 の 購入を補助します。

最大1万円

足立区では年間200件程度の火災が発生しており、焼損床面積は23区ワースト®となっています。火災から大切な命と住まいを守るために、今一度おうちを点検しましょう。※令和6年

最大2万円
(障がい者・65歳以上の方がいる世帯は最大3万円)

以下の費用を含む
・購入に伴う期限切れ商品の処分費用
・つめ替え費用

購入に伴う取り付け費を含む

対象 区内全世帯 **購入方法** 事業協力店舗にて購入
※身分証明書の提示が必要です 店舗一覧はこちら

お問い合わせコールあだち TEL:03-3880-0039 FAX:03-3880-0041
毎日 午前8時～午後8時 ※1月1日～3日を除く

令和7年度消火器及び住宅用火災警報器 補助実績

(1) 消火器・住宅用火災警報器の補助額について

月	消火器			住宅用火災警報器								補助合計額
	申請数	(うち代理)	補助額	特例世帯(※)			一般世帯			小計		
				申請数	(うち代理)	補助額	申請数	(うち代理)	補助額	申請数	補助額	
9月	781	25	¥6,641,739	547	29	¥11,795,492	399	5	¥6,018,334	946	¥17,813,826	¥24,455,565
10月	1,962	62	¥17,745,548	1,435	63	¥31,774,368	1,102	17	¥16,527,384	2,537	¥48,301,752	¥66,047,300
11月	1,781	40	¥15,835,030	981	43	¥21,013,940	985	12	¥14,789,653	1,966	¥35,803,593	¥51,638,623
12月	1,670	53	¥14,702,110	761	39	¥16,720,266	954	19	¥13,925,575	1,715	¥30,645,841	¥45,347,951
R8.1月	1,356	45	¥11,896,353	512	19	¥11,175,962	706	15	¥10,353,170	1,218	¥21,529,132	¥33,425,485
R8.2月	996	28	¥9,045,561	344	19	¥7,020,491	559	10	¥8,309,491	903	¥15,329,982	¥24,375,543
R8.3月	1,101	40	¥9,309,376	427	36	¥8,566,628	678	8	¥10,122,236	1,105	¥18,688,864	¥27,998,240
計	9,647	293	¥85,175,717	5,007	248	¥108,067,147	5,383	86	¥80,045,843	10,390	¥188,112,990	¥273,288,707

(※)障がい者、65歳以上の方がいる世帯

(2) 消火器の補助本数内訳について

月	消火器	エアゾール式簡易消火具	期限切れ消火器の処分	詰め替え
9月	968	259	91	0
10月	2,152	713	123	0
11月	1,935	760	113	0
12月	1,948	777	138	0
R8.1月	1,665	498	128	0
R8.2月	1,141	365	63	0
R8.3月	1,287	549	60	0
総計	11,096	3,921	716	0

(3) 住宅用火災警報器の補助台数内訳について

月	特例世帯(※) 購入台数	一般世帯 購入台数
9月	1,545	910
10月	4,075	1,791
11月	2,838	1,640
12月	2,398	1,571
R8.1月	1,655	1,241
R8.2月	915	924
R8.3月	1,274	1,257
総計	14,700	9,334

(※)障がい者、65歳以上の方がいる世帯

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和8年7月3日

件名	災害用トイレ（自己処理型トイレ）導入後の状況について																
所管部課名	危機管理部 防災戦略課 都市建設部 パークイノベーション推進課、公園維持課																
内 容	入谷鶴巻ゆうぐ公園において、4月より供用を開始し、今年度上半期を試験導入期間としている自己処理型トイレ※について、現状の使用状況等を以下のとおり報告する。 ※ 自己処理型トイレの概要は別紙（P22）を参照。																
	1 現在の使用状況																
	（1）使用回数 ア 4月実績：949回（男性：720回、女性：229回） イ 5月実績：864回（男性：675回、女性：189回）																
	（2）衛生面 自己処理型トイレの汚水処理機能により、現在まで臭気など衛生上の問題や、利用者からの苦情は発生していない。																
	（3）その他 使用回数については、周辺の同規模の公園トイレと同程度であり、一定の利用者が確保されている。																
	2 検証項目 以下の検証項目について、今年度上半期、引続き検証を実施する。 なお、当初、検証項目に設定した「機動性」については、導入時検査にて確認が出来たため、区イベントへの移設は行わないこととする。																
	<table><tr><th>No.</th><th>項目</th><th>内 容</th><th>今後の方針</th></tr><tr><td>1</td><td>使いやすさ</td><td>公園トイレと同様な使用が可能であるか</td><td>汚水処理機能を継続して確認し、<u>長期間使用時の臭気など衛生上の問題を検証</u>する。</td></tr><tr><td>2</td><td>維持管理の容易さ</td><td>公園トイレの日常清掃の違い、<u>独自に必要なメンテナンス※</u>の容易さ</td><td>今後、発生する汲み取り及び汚水処理水の給水を実施し<u>検証</u>する</td></tr></table>			No.	項目	内 容	今後の方針	1	使いやすさ	公園トイレと同様な使用が可能であるか	汚水処理機能を継続して確認し、 <u>長期間使用時の臭気など衛生上の問題を検証</u> する。	2	維持管理の容易さ	公園トイレの日常清掃の違い、 <u>独自に必要なメンテナンス※</u> の容易さ	今後、発生する汲み取り及び汚水処理水の給水を実施し <u>検証</u> する		
	No.	項目	内 容	今後の方針													
	1	使いやすさ	公園トイレと同様な使用が可能であるか	汚水処理機能を継続して確認し、 <u>長期間使用時の臭気など衛生上の問題を検証</u> する。													
	2	維持管理の容易さ	公園トイレの日常清掃の違い、 <u>独自に必要なメンテナンス※</u> の容易さ	今後、発生する汲み取り及び汚水処理水の給水を実施し <u>検証</u> する													
※ 約 8,000 回の使用ごとに汚水処理水の汲み取りと給水が必要。																	
【参考】入谷鶴巻ゆうぐ公園からの移設費用（見積金額）																	
（1）往復移設費用：約 104 万円（税込） ＜移設費用（片道）内訳＞																	
<table><tr><th>No.</th><th>項目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>1</td><td>し尿汲み取り・処分費用</td><td>21 万円</td></tr><tr><td>2</td><td>車両・人件費用（4tトラック・クレーン車）</td><td>17 万円</td></tr><tr><td>3</td><td>汚水処理水費用（水・薬液）</td><td>14 万円</td></tr><tr><td></td><td>合 計</td><td>52 万円</td></tr></table>			No.	項目	金 額	1	し尿汲み取り・処分費用	21 万円	2	車両・人件費用（4tトラック・クレーン車）	17 万円	3	汚水処理水費用（水・薬液）	14 万円		合 計	52 万円
No.	項目	金 額															
1	し尿汲み取り・処分費用	21 万円															
2	車両・人件費用（4tトラック・クレーン車）	17 万円															
3	汚水処理水費用（水・薬液）	14 万円															
	合 計	52 万円															

3 機動性の検証結果および今後の方針

(1) 検証結果

ア 4 tトラック及びラフタークレーン車により移設を実施した。
イ トイレ本体がユニット化された構造であり、地面への基礎固定が不要なため、迅速に移設できることを確認した。

ウ 電気や給排水などのインフラ設備に接続不要のため、「車両等の搬入」および「設置スペース（幅：4.7m×奥行：2.1m×高さ：2.7m程度）」が確保できれば、設置可能であることを確認した。



4 tトラックによる
移設の様子



ラフタークレーン車
による吊り上げ

(2) 今後の方針

区内で上記の車両および重機を保有している事業者と協議し、
発災時における移設手順や協力体制を確立する。

【参考】現場の写真について



外観の様子



内装の様子

自己処理型トイレについて

1 製造事業者

株式会社 常陸（ひたち）

（本社：埼玉県川越市木野目 1802 番地 14）

2 自己処理型トイレとは

ライフライン（電気・上下水道）に依存せず、し尿を処理できるトイレであり、災害時にも稼働可能な災害用トイレの一種である。

3 仕組み

（１）し尿処理

ア トイレ自体に独立した汚水処理機能を備えている。

イ 複合ミネラルイオン溶液を活用した化学的処理により、便槽内のし尿を水と汚泥に分離する。

ウ 処理されたし尿は、無臭化され、同時に汚水中に含まれる大腸菌等も滅菌される。

（２）インフラ

ア トイレ機械室に蓄電池、屋根上部に太陽光発電パネルを搭載しており、外部電源への接続が不要である。

イ 独自の汚水処理機能により、上下水道ともに接続を必要としない。

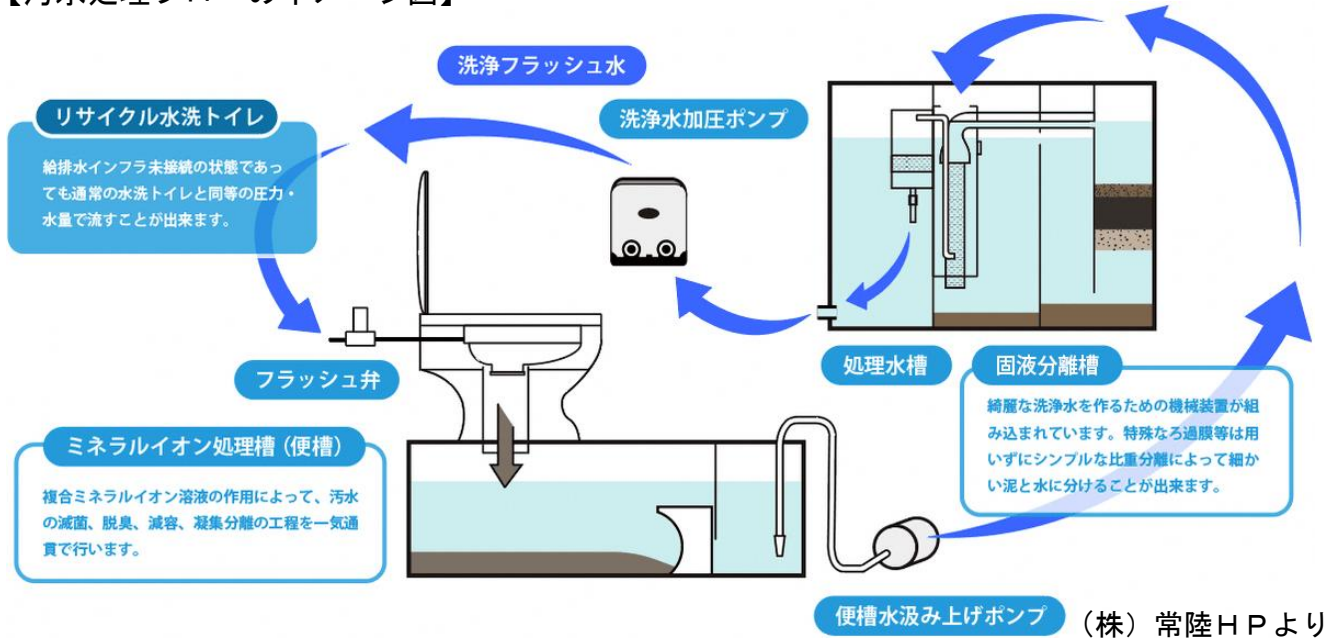
（３）運用

ア 使用開始前に初期水（水 1,800ℓ、複合ミネラルイオン溶液 20ℓ）を便槽内に投入する。

イ 約 8 千回の使用ごとに、便槽内から処理済みのし尿の汲み取りを実施する。

ウ 汲み取り後、再度、上記アの処理水を投入し運用を再開する。

【汚水処理フローのイメージ図】



災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和8年7月3日

件名	「足立区災害時のトイレ確保・管理計画」策定に伴うパブリックコメントの実施について						
所管部課名	危機管理部 防災戦略課						
内容	足立区災害時のトイレ確保・管理計画の策定を行うため、以下のとおりパブリックコメントを実施する。						
	1 足立区災害時のトイレ確保・管理計画について 別紙「本編素案」参照。 2 パブリックコメントの実施について (1) 案件名 足立区災害時のトイレ確保・管理計画 (2) 意見募集期間 令和8年7月27日（月）～8月31日（月） (3) 実施予告 ア あだち広報（令和8年7月25日号） イ 区ホームページ ウ SNSなど (4) 案件の公表 ア 区ホームページへの掲載 イ 担当課窓口での閲覧、配布 ウ 区民事務所、中央図書館、区政情報課、政策経営課での配布等 3 今後のスケジュール（予定） <table><tr><th>年 月</th><th>概 要</th></tr><tr><td>令和8年7～8月</td><td>パブリックコメント実施</td></tr><tr><td>10月</td><td>災害・オウム対策調査特別委員会でパブリックコメント結果の報告後、計画の完成</td></tr></table>		年 月	概 要	令和8年7～8月	パブリックコメント実施	10月
年 月	概 要						
令和8年7～8月	パブリックコメント実施						
10月	災害・オウム対策調査特別委員会でパブリックコメント結果の報告後、計画の完成						

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和8年7月3日

件 名	令和8年台風第6号への対応結果について	
所管部課名	危機管理部 災害対策課、防災戦略課	
内 容	令和8年6月3日（水）に関東地方に最接近した、台風第6号による影響や区の対応について、以下のとおり報告する。 1 主な事象と対応経過 台風接近とそれに伴う雨風のピークや河川への影響、警報の可能性などの情報から、災害対策本部を設置して対応した。 ※ 網掛け部分: 気象庁より発表された気象情報に関する内容	
	日	時間 事象、区の対応
	6月2日（火）	午前9時30分 気象分析業務の委託事業者とweb会議 ① 荒川など大河川の氾濫危険性は低い。 ② 暴風予報を踏まえ、翌日（6/3）の区立小・中学校の教育活動について検討
		午前11時30分 台風対応に係る全庁共有会議 開催
		午後2時00分 危機感共有web会議（荒川下流河川事務所主催）
	6月3日（水）	午前6時00分 「水防本部」設置 ※1
		午前6時15分 「災害対策準備本部」設置 ※2
		午前8時00分 「災害対策本部」設置（災害対策準備本部から移行） ※3
		午前8時30分 第1回 災害対策本部会議【対面開催】 ① 気象分析業務の委託事業者からの情報収集 ② 庁内及び関係機関の体制確認
		午前9時24分 足立区に「レベル3大雨警報」発表
		午前10時30分 綾瀬川（谷古宇区間）に「レベル3氾濫警報」発表 → Jアラートに連動した防災行政無線が、区内全域に自動的に放送（項番6参照）
		午前11時55分 レベル3氾濫警報 解除
		午後1時19分 第2回 災害対策本部会議【書面開催】
		午後2時28分 足立区への「レベル3大雨警報」解除
		午後3時00分 第3回 災害対策本部会議【書面開催】 → 「災害対策本部」及び「水防本部」解除
	※ 1～3 気象庁から発表された「線状降水帯半日前予測」や、気象専門家からの助言等を踏まえ、区内で水災の恐れがあると総合的に勘案して設置した（各本部の設置基準は別紙P27参照）。	

2 各部の主な対応状況

部	主な業務
危機管理部	災害対策本部運営、関係機関連絡、青パトでの地域巡回
都市建設部	情報収集、関係機関連絡、巡回点検、河川巡視
政策経営部	区民への情報発信
教育指導部	小・中学校への情報連絡
子ども家庭部	就学前保育施設等への情報連絡

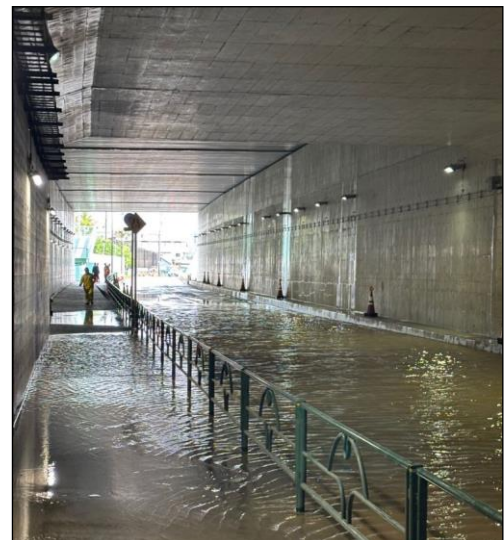
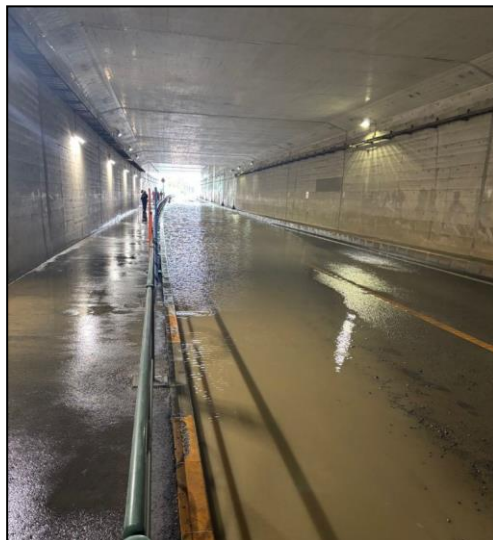
3 雨量観測データ（毛長橋観測所）

ピーク時間帯 雨量	1 2 2 mm／6 h（6月3日 午前6時から正午）
最大時間雨量	2 8 mm／h（6月3日 午前10時から11時）

4 区内の被害状況

- （1）区内警察署及び消防署：人的被害の情報なし
- （2）青パトによる地域巡回：人的被害の情報なし
- （3）倒木（街路樹）：1本（花畑4-15）
- （4）道路冠水（トンネル）：1件（小台1-21-22先）
冠水により一時通行止め^{※4}となったが、国の排水作業により解消し、通行止め解除

※ 4 通行止め：6月3日午前11時00分から午後1時15分まで



道路冠水の状況

5 区民からの問い合わせ件数

	件数	主な問合せ内容
危機管理部	87件	・ 防災行政無線の放送内容 ・ ご自身や家族の避難 ・ 避難所の開設の有無
コールセンター	150件	・ 防災行政無線の放送内容 ・ ごみ回収の有無 ・ イベント実施有無

6 Jアラートに連動した防災行政無線放送と課題

6月3日（水）午前10時30分に、綾瀬川（谷古宇区間）を対象に「レベル3氾濫警報」が発表されたことに伴い、Jアラートに連動した防災行政無線が、区内全域に自動的に放送された。

放送内容

当地域に、氾濫警報が発表されています。
最新の情報を確認し、必要な行動をとってください。

課題

- ① 新たな防災気象情報の運用開始に伴い、国から事前
に示されていた運用方法に倣って区でも設定したこ
とで、従来は自動放送の対象外であった「氾濫警報」
が区内全域に放送された。
- ② 上記放送内容では、対象の河川や地域も分からない
ことから、区民の混乱を招いた。
- ③ 放送が聞こえないとの声も多く寄せられた。

7 今後の方針

- (1) 特にJアラートと防災行政無線放送の連携については、同事象が発
生した近隣区とともに課題を整理し、新たな防災気象情報に係る運用
基準の見直しを行っていく。
- (2) 今回の台風接近に伴う対応を振り返り、見えた課題と解決策を見え
る化し、次なる災害に全庁で備えていく。



第1回
災害対策本部会議の様子

各本部の設置基準（「足立区地域防災計画 風水害編（令和３年度修正）」より抜粋）

1 水防本部

本部は、次のいずれかに該当する場合に、本部長（都市建設部長）が設置する。

水防本部は、災害対策本部が設置された場合、これに統合される。ただし、災害対策本部が廃止されても、水防活動が概ね完了するまでは水防本部は継続する。

- （１）気象業務法第 13 条第 1 項に規定する気象（暴風雨及び大雨に限る。）、洪水または高潮の警報が区に発表されたとき。
- （２）水防法第 10 条第 3 項または第 11 条第 1 項に基づく指定河川に係る洪水予報の通知を都知事から受けたとき。
- （３）水防法第 16 条第 3 項に基づく指定河川に係る水防警報の通知を都知事から受けたとき。
- （４）前 3 号に掲げるもののほか、本部長が水害の発生するおそれがあると認めたとき。

2 災害対策準備本部

台風、豪雨、竜巻、強風、大雪等の発生により、河川氾濫等の被害が生じるおそれがある場合は、災害の規模や区内の状況（河川状況等）を含め総合的に勘案し、的確な初動体制を確立するため、概ね 4 日前の時期に、次の基準で災害対策準備本部を設置する。

- （１）950hPa 以下で東京直撃の可能性がある場合
- （２）最大瞬間風速 50m 以上の可能性がある場合
- （３）気象専門家からの助言

3 災害対策本部

災害対策準備本部設置後、若しくは状況の変化に応じては直接、情報収集指令室等の報告に基づき、区長またはその代理者は、台風最接近の概ね 2 日前の時期に災害対策本部を設置する。

以下に、災害対策本部設置に係わる各河川における判断基準を示す。

河川名	災害対策本部設置基準
荒川	埼玉県秩父周辺で 48 時間雨量が 600mm を超過する場合
中川	吉川水位観測所の水位 3.7m（レベル 3）
綾瀬川	谷古宇観測所の水位 3.1m（レベル 3）
その他の河川	原則：水位危険度レベル 3